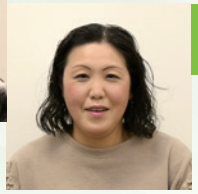

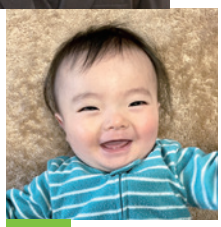
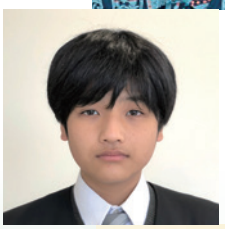

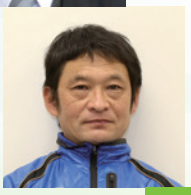

第4次

菊川市 男女共同参画プラン

誰もが多様性を認め合い
自分らしく輝くまち 菊川

2022 ▸ 2026
令和4年度　令和8年度

©菊川市

静岡県菊川市

はじめに

人口減少や少子高齢化の進行、グローバル経済の一層の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中、本市が持続的に発展し、安全・安心で活力ある地域づくりを進めるためには、全ての人が生涯あらゆる場面で個性と能力を発揮できる、多様性に富んだ男女共同参画社会づくりへの取組が不可欠です。

本市では、平成 18 年９月に「菊川市男女共同参画プラン」、平成 23 年 10 月に「第２次菊川市男女共同参画プラン」、平成 29 年３月に「第３次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、様々な取組を進めてまいりました。

これまでの取組により、一定の成果をあげてきましたが、ワーク・ライフ・バランスの推進やあらゆる分野における女性の参画拡大など、重点的に取り組まなければならない課題もあります。また、社会の大きな変化として、女性の職業生活における活躍の推進や性的マイノリティへの理解促進など、多様性を認める社会づくりが求められています。国際的にも、平成 27 年９月に国連サミットにて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」において、国際社会全体の普遍的な目標として「持続可能な開発目標（SDGｓ）」が掲げられました。17 のゴールからなる SDGｓの中には、「５　ジェンダー平等を実現しよう」という目標が掲げられております。

さらに、新型コロナウイルス感染症の拡大により、生活や雇用に大きな影響を与えるなど、男女共同参画に関する諸問題が顕著化されることとなり、男女共同参画社会の実現に向けた取組を一層加速させることが求められています。

このような状況を踏まえ、このたび「第４次菊川市男女共同参画プラン」を策定いたしました。本プランは女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく推進計画としても位置付けております。

男女共同参画社会の実現には、あらゆる立場や世代の方々が、男女共同参画を身近な問題と捉え、その必要性を理解し、地域社会、職場、学校、家庭などにおいて、取組を進めていただくことが重要です。今後とも、皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、このプランの策定にあたり、ご尽力いただきました男女共同参画推進プラン策定委員会委員の皆さまを始め、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆さまに心から感謝申しあげます。

令和４年３月

菊川市長　長谷川　寛彦

目次

第１章　プランの策定にあたって …… 1
１　策定の経緯 …… 1
２　策定の背景（男女共同参画に関する国・県の動向及び社会情勢の変化）…… 1
（１）国の動き …… 1
（２）県の動き …… 2
（３）社会情勢の変化 …… 2
３　第３次菊川市男女共同参画プランの評価と今後の課題 …… 3
第２章　プランの基本的な考え方 …… 7
１　基本理念（目指すべき姿）…… 7
２　位置づけ …… 7
３　期間 …… 7
４　プランの体系 …… 8
５　ＳＤＧｓと関連した取組の推進 …… 9
第３章　施策の内容 …… 10
１　施策の体系 …… 10
２　事業の内容 …… 12
基本目標１　男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備 …… 12
基本施策　（１）男女共同参画社会の実現に向けた意識改革 …… 12
基本施策　（２）多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり …… 15
基本目標２　誰もが安心できる暮らしの実現 …… 18
基本施策　（３）あらゆる暴力の根絶 …… 18
基本施策　（４）生涯を通じた健康支援 …… 22
基本施策　（５）様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備 …… 26
基本目標３　誰もが活躍できる家庭・職場・地域の実現 …… 29
基本施策　（６）男性にとっての男女共同参画の推進 …… 29
基本目標　（７）家庭における男女共同参画の推進 …… 31
基本施策　（８）職場における男女共同参画の推進 …… 35
基本施策　（９）地域社会における男女共同参画の推進 …… 39
基本施策　（10）防災における男女共同参画の推進 …… 41
基本目標４　あらゆる分野における女性の参画拡大 …… 43
基本施策　（11）女性の政策や方針決定過程への参画拡大【重点】…… 43
第４章　推進体制の整備 …… 47
第５章　参考資料 …… 48

第１章　プランの策定にあたって

1　策定の経緯

本市では、平成 18 年９月に「菊川市男女共同参画プラン」、平成 23 年 10 月に「第２次菊川市男女共同参画プラン」、平成 29 年３月に「第３次菊川市男女共同参画プラン」を策定し、「女（ひと）と男（ひと）がお互いを認め合い、協働して、自分らしく暮らすことができるまち」を目指すべき姿とし、男女共同参画社会の実現に向け、取組を進めてきました。

それぞれのプランでは、一定の成果をあげてきましたが、様々な分野における政策や方針決定過程への女性の参画が少ないことや、「男は仕事、女は家庭」という性別による固定的な役割分担意識が、以前よりは改善されたものの、国や県と比較すると依然根強く残っていることなど、解決しなければならない課題もいまだ存在します。

また、少子高齢化や人口減少、労働形態や家族形態、ライフスタイルの多様化など、社会情勢の変化により取り組まなければならない新たな課題も多くあります。性別にかかわりなく、多様な生き方が尊重され、誰もが個性と能力を発揮できる社会の実現のために、更なる男女共同参画の推進が求められています。

こうした中、「第３次菊川市男女共同参画プラン」が令和３年度をもって計画期間の終了を迎えることから、本市の現状や社会情勢の変化などを踏まえ、新たな「第４次菊川市男女共同参画プラン」を策定するものです。

2　策定の背景（男女共同参画に関する国・県の動向及び社会情勢の変化）

（１）国の動き

平成 11 年に男女共同参画社会の形成に関する基本理念や、国、地方公共団体、国民の責務などを定めた「男女共同参画社会基本法」が施行され、この法律に基づき、平成 12 年には「男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、５年ごとに基本計画が策定され、令和２年には「第５次男女共同参画基本計画」が策定されました。

第５次基本計画では「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の４点が改めて強調されています。

また、平成 30 年には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行され、政治分野における男女共同参画の推進に向けた国及び地方公共団体の責務などが定められています。

令和元年には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象は、常時雇用する労働者が 301 人以上から 101 人以上の事業主に拡大されるなど、自らの意思によって職業生活を営みまたは営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮されるよう、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図っています。

（２）県の動き

「誰もが個性を活かし能力を発揮できる社会」を目指し、平成 13 年に「静岡県男女共同参画推進条例」を制定し、「静岡県男女共同参画基本計画“ハーモニックしずおか 2010”」、「第２次静岡県男女共同参画基本計画」により、様々な取組を進めてきました。令和３年には固定的な性別役割分担意識の解消などの「第２次静岡県男女共同参画基本計画」の評価で明らかになった課題や、新型コロナウイルス感染症がもたらした新たな課題に対処するため「第３次静岡県男女共同参画基本計画」を策定し、「ジェンダー平等の推進による誰もが幸せを実感できる社会の実現」を目指し取り組んでいます。

（３）社会情勢の変化

新型コロナウイルス感染症の拡大により、全国的にテレワークが急速に普及し、働き方がより多様化しています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大は、全ての人の生活を脅かしていますが、特に女性や生活上困難を抱えている方の生活や雇用に大きな影響を与えています。これは、固定的な性別役割分担意識の下で、非常時に家事・育児・介護などの負担が女性に集中しがちであること、女性が職を失いやすいこと、ＤＶや性被害・性暴力が増加することといったジェンダーによる諸問題が顕著化することによるものです。

3　第３次菊川市男女共同参画プランの評価と今後の課題

平成 28 年度に策定した第３次菊川市男女共同参画プランでは、「女と男がお互いを認め合う意識づくり」、「女と男がいきいきと活躍できる環境づくり」、「女と男が安全安心に暮らせるまちづくり」を基本目標として「女と男がお互いを認め合い、協働して、自分らしく暮らすことができるまち」の実現に向けて取り組みました。

プランに位置付けた 25 の成果指標のうち、「男は仕事、女は家庭」という考えについて「反対である」「どちらかといえば反対である」と答える人の割合や、「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合などは、最終目標を上回っています。しかし、審議会等への女性の登用率や自治会における女性自治会長・副自治会長の人数割合などは、プラン策定時と比較して同等または下がっている状況です。

また、22 の活動指標のうち、思春期の健康教室の実施回数などは、最終目標を上回っている一方、がん検診の受診者数は、プラン策定時と比較して下がっている状況です。

男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進や啓発活動の成果が表れていると見て取れる一方、女性の政策や方針決定過程の参画推進や地域社会や防災における男女共同参画の推進に課題があるため、引き続き、男女共同参画の推進を図る必要があります。

【指標の評価方法】

第３次菊川市男女共同参画プランの指標において、令和２年度の数値を次の区分で評価しています。なお、新型コロナウイルス感染症の影響が大きく、評価が難しい項目については、前年度の令和元年度の数値を評価しています。また、令和元年度の数値を括弧書きしています。

【指標の評価区分】

○	最終目標を達成した
◇	最終目標は達成しなかったが、プラン策定時より向上
△	最終目標は達成しておらず、プラン策定時と同等
×	最終目標は達成しておらず、プラン策定時より下降

【第３次菊川市男女共同参画プラン指標】※中間見直しにより当初の指標から変更があった項目

項目	プラン策定時（H27）	R2（実績）	R3（最終目標）	担当課	評価
「男は仕事、女は家庭」という考えについて「反対である」「どちらかといえば反対である」と答える人の合計の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	40.4%	57.4%	43.0%	地域支援課	○
男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	48.6%	57.1%	57.6%	地域支援課	◇
幼児への男女共同参画啓発事業の実施園数	15園	14園	15園	地域支援課	○（対象数減少）
男女共同参画に関する広報・HP等への年間掲載回数	1回	13回	10回	地域支援課	○
思春期の健康教室の実施回数	３回	11回	７回	子育て応援課	○
これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがある人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	65.9%	68.6%	79.8%	地域支援課	◇
セクハラ・パワハラを受けた人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	9.9%	10.8%	8.1%	地域支援課	×
人権教室の開催件数	７回	４回	７回	市民課	○（R1　10回）
ＤＶリーフレットの作成	未実施	継続実施	実施	福祉課	○
プレママ・プレパパサロンへ夫婦で参加した人の割合	61.1%	96.0%	90.0%※	子育て応援課	○
男性の「育児休業」取得について賛成する人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	71.7%	77.4%（R1）	76.7%	地域支援課	○
男性の「介護休業」取得について賛成する人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	79.6%	82.9%（R1）	82.1%	地域支援課	○

【第３次菊川市男女共同参画プラン指標】※中間見直しにより当初の指標から変更があった項目

項目	プラン策定時（H27）	R2（実績）	R3（最終目標）	担当課	評価
大人の男性の児童館来館者数※	―	1,713 人	1,670 人	子育て応援課	○
男性中心型の働き方を変えるための企業等への啓発回数	１回	２回	２回	商工観光課	○
審議会等への女性の登用率（男女共同参画関係施策推進調査状況）	26.5%	26.4%	33.0%	地域支援課	×
市内事業所における女性の管理職（課長相当職以上）の割合（事業所アンケート）	6.2%（H25）	6.8%（R1）	15.0%	地域支援課	△
市の職員の主任主査級における女性職員の割合	34.6%	57.1%	48.1%※	総務課	○
就労・就業支援事業の開催数	１事業	２事業	２事業	商工観光課	○
委員選出時の女性参画の呼びかけ回数	新規	各課２回	各課２回	全課（地域支援課）	○
男女共同参画社会づくり宣言事業所の団体数	15 団体	26 団体	31 団体	地域支援課	◇
育児休業制度を導入している事業所の割合（事業所アンケート）	89.7%（H25）	90.2%（R1）	92.7%	地域支援課	◇
介護休業制度を導入している事業所の割合（事業所アンケート）	79.5%（H25）	85.4%（R1）	82.5%	地域支援課	○
宣言事業所登録促進のための啓発回数	１回	２回	２回	地域支援課	○
事業所の行動計画促進のための啓発回数	１回	１回	２回	商工観光課	△
「ワーク・ライフ・バランス」の内容を知っている人の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	11.4%	31.0%	14.1%	地域支援課	○
安心して子どもを育てられるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	82.5%	82.0%	85.5%	子育て応援課	×
高齢者とその家族を支える介護サービスが充実していると感じる人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	55.9%	60.0%	61.9%	長寿介護課	◇
プレママ･プレパパサロン教室の実施回数	３回	３回	４回※	子育て応援課	○（R1　４回）

【第３次菊川市男女共同参画プラン指標】※中間見直しにより当初の指標から変更があった項目

項目	プラン策定時（H27）	R2（実績）	R3（最終目標）	担当課	評価
放課後子ども教室事業の開設校数	７校	０校	９校	社会教育課	○（R1　９校）
介護教室の実施回数	３回	３回	３回	長寿介護課	○
自治会における女性自治会長の人数	1.5%	1.5%	10.0%	地域支援課	△
自治会における女性副自治会長の人数	2.2%	1.6%	10.0%	地域支援課	×
コミュニティ協議会における女性役員の人数	11.6%	14.3%	25.0%	地域支援課	◇
家庭における夫婦の役割分担の現状について「地域行事への参加」夫婦が共同で行っている場合の割合（男女共同参画に関する市民アンケート）	72.3%	79.5%	78.0%	地域支援課	○
地域活動に関する講座の開催数	２事業	４事業	４事業	地域支援課	○
コミュニティ協議会への女性の登用についての呼びかけの回数（各コミ協）	１回	２回	３回	地域支援課	◇
自主防災会役員に占める女性の割合	0.8%	2.5%	上昇	危機管理課	○
防災講演会等への出席者に占める女性の割合	28.8%	4.8%	39.8%※	危機管理課	×
男女共同参画の視点を含んだ防災講演会等の開催回数	１回	１回	２回	地域支援課	△
健診や健康相談など病気の予防対策が充実していると思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	65.5%	66.0%	71.6%	健康づくり課	◇
市の要介護認定率	14.8%	14.3%	16.2%	長寿介護課	○
がん検診の受診者数	14,369人	11,425人	15,000人	健康づくり課	×
乳幼児、成人健康相談、健康チェックの日の利用者	1,937人	1,865人	2,600人※	健康づくり課 子育て応援課	○（R1　2,712人）
乳児への訪問指導の割合	97.9%	96.4%	維持	子育て応援課	×
介護予防普及啓発事業の実施回数	114回	151回	190回※	長寿介護課	○（R1　207回）
障がいのある人が安心して暮らしていけるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	43.5%	49.2%	52.8%	福祉課	◇
認知症サポーターの養成人数（延べ）	2,000人	4,111人	4,360人※	長寿介護課	◇

第２章　プランの基本的な考え方

1　基本理念（目指すべき姿）

誰もが多様性を認め合い、自分らしく輝くまち 菊川

基本理念の「自分らしく」とは、「自分の個性や能力を自分の意志によって十分に発揮する」ということであり、自分も相手も大切にする上で成り立っているということで、「自分の思うままに、好き勝手に振る舞う」という狭義の考え方ではありません。

キャリアとして働きたいと思う人、家庭で家族を支えたいと思う人、子育てと職業生活を両立させたいと思う人、子育てや介護をメインに生活したいと思う人など、人によって生き方、考え方は様々です。誰もが多様性を認め合い、自分らしく輝くまちを目指します。

2　位置づけ

●このプランは、男女共同参画社会基本法第 14 条第３項に基づく計画であり、本市における男女共同参画社会形成のための施策を、総合的かつ計画的に推進するための計画です。

●このプランは国の「第５次男女共同参画基本計画」及び県の「第３次静岡県男女共同参画基本計画」との整合性に配慮したものとしています。

●このプランは、第２次菊川市総合計画をはじめ、他の関連計画との整合性を図っています。なお、このプランの指標について、最終目標（令和８年度）を、各計画の最終目標（令和７年度）と同数にしています。

●このプランの次の基本施策について、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第６条第２項に基づく「市町村推進計画」に位置づけています。

基本施策（７）家庭における男女共同参画の推進
基本施策（８）職場における男女共同参画の推進
基本施策（11）女性の政策や方針決定過程への参画拡大

3　期間

本プランの期間は、令和４（2022）年度から令和８（2026）年度までの５年間とし、必要に応じて見直しを行います。

4　プランの体系

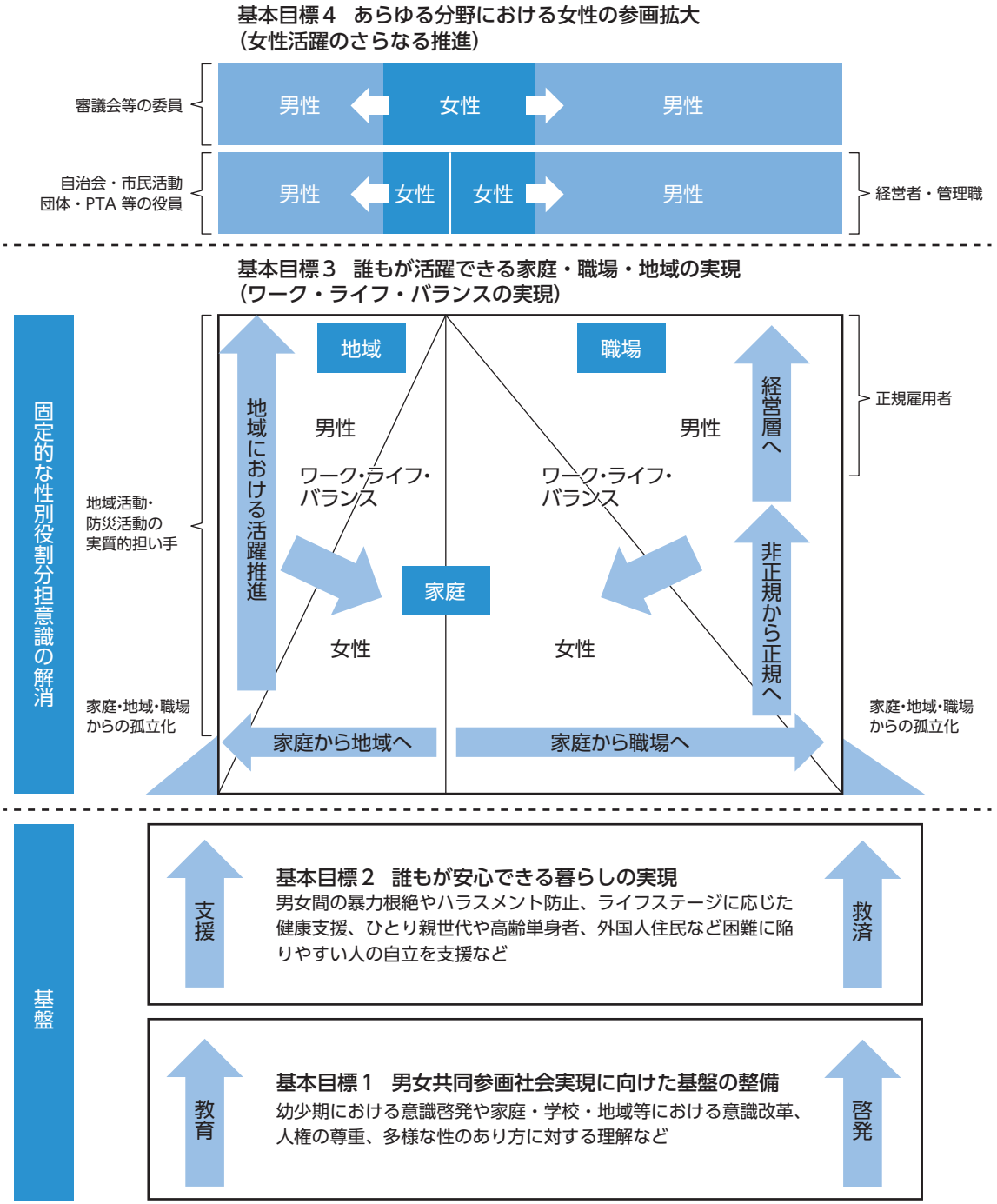

幼少期からの意識啓発や多様な性のあり方に対する理解促進などの「基本目標１　男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備」と、男女間の暴力やハラスメント、ひとり親世帯、高齢単身者、外国人住民など困難に陥りやすい人の自立を支援する「基本目標２　誰もが安心できる暮らしの実現」を施策推進の基礎とします。

これらの上に、「基本目標３　誰もが活躍できる家庭・職場・地域の実現」を置き、女性の職場や地域での活躍に加え、男性の家庭への主体的な参画を促進し、ワーク・ライフ・バランスにつながる取組を推進していきます。

以上のような基本目標１から３を受け、「基本目標４　あらゆる分野における女性の参画拡大（女性活躍のさらなる推進）」を進めていきます。

5　ＳＤＧｓと関連した取組の推進

平成 27（2015）年９月の国連サミットにおいて、先進国を含む国際社会全体の開発目標として「ＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）」が採択されました。ＳＤＧｓは令和 12（2030）年までに世界中で達成すべき 17 の目標と具体的に達成すべき 169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現を目指しています。

本プランの推進にあたり、ＳＤＧｓの視点を取り入れ、本市の男女共同参画社会の実現に向けた施策に取り組みます。

●○●ＳＤＧｓの 17 の目標○●○

第３章　施策の内容

1　施策の体系

基本理念

誰もが多様性を認め合い、
自分らしく輝くまち　菊川

基本目標

1 男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備

2 誰もが安心できる暮らしの実現

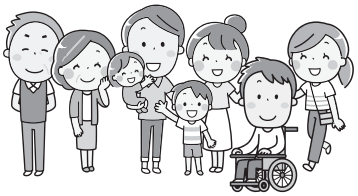

3 誰もが活躍できる家庭・職場・地域の実現
（ワーク・ライフ・バランスの実現）

4 あらゆる分野における女性の参画拡大
（女性活躍のさらなる推進）

基本施策	具体的施策
⑴男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	幼少期における意識啓発
	家庭・学校・地域等における意識改革
	男女共同参画に関する調査及び情報収集
⑵多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり	人権の尊重
	多様な性のあり方に対する理解
⑶あらゆる暴力の根絶	DV等の暴力の根絶
	ハラスメント防止
⑷生涯を通じた健康支援	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発
	ライフステージに応じた健康支援
⑸様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備	様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境整備
⑹男性にとっての男女共同参画の推進	男性にとっての男女共同参画の推進
⑺家庭における男女共同参画の推進	多様なライフスタイルに応じた子育て支援
	多様なライフスタイルに応じた介護支援
⑻職場における男女共同参画の推進	就業ニーズの実現に向けた取組
	事業所の取り組み促進
	事業所としての市役所の取り組み促進
⑼地域社会における男女共同参画の推進	地域社会における男女共同参画の推進
⑽防災における男女共同参画の推進	防災における男女共同参画の推進
⑾女性の政策や方針決定過程への参画拡大【重点】	市政、審議会等（行政分野）への女性の登用促進
	女性の人材育成やキャリア形成

2　事業の内容

基本目標１　男女共同参画社会実現に向けた基盤の整備

基本施策（１）男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

≪現状と課題≫

男女共同参画社会の実現に向けては、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）や性別による固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画に関する理解を促進していくことが必要です。

令和２年度に実施した「菊川市男女共同参画・多文化共生に関するアンケート（以下「男女共同参画市民アンケート」という）」の結果では、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方について、平成 27 年度のアンケート結果より、「反対である」、「どちらかといえば反対である」の値は増加しているものの、国や県の値と比べ、本市は低く、性別による固定的役割分担意識が未だ根強く残っているという結果が出ています。

本市では、男女共同参画に関する理解促進のための意識啓発を行ってきましたが、長い時間をかけて形成された性別による固定的な役割分担意識は引き続き存在しており、その解消は容易ではありません。

このような中、家庭、学校、地域などあらゆる場において、男女共同参画に対する更なる意識改革を行うため、現状の把握やこれまで以上に情報発信や啓発事業の内容を充実させることが求められています。また、幼少期からの意識啓発や教育は有効であるため、子どもたちへの意識啓発も求められています。

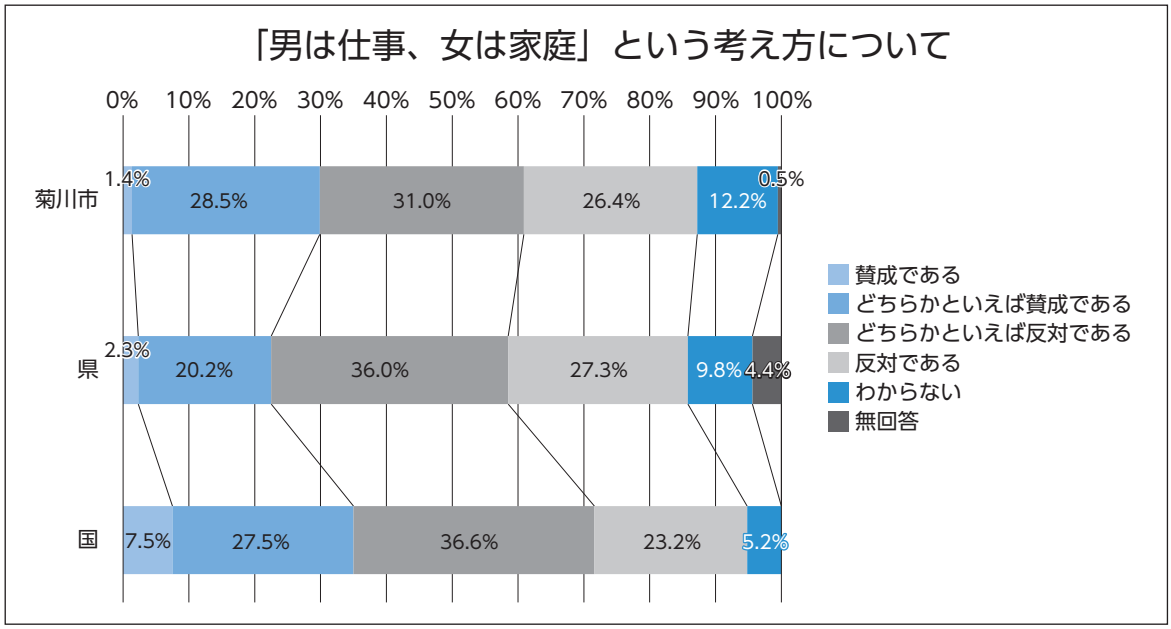

出典：菊川市・菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）
国・内閣府 女性の活躍推進に関する世論調査（令和元年度）
県・静岡県 男女共同参画に関する県民意識調査（令和元年度）

≪事業・取り組み≫

【幼少期における意識啓発】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体※1
1	幼児への男女共同参画啓発事業	市内各園で幼少期から男女共同参画の意識啓発につながる絵本の読み聞かせを実施する。	地域支援課	家庭・園・地域
2	小学生への男女共同参画啓発事業	市内小学校で性別にとらわれず将来の進路選択を幅広く考えることの必要性を伝える講話を実施する。	地域支援課	家庭・学校・企業
3	中高生への男女共同参画啓発事業	生命の尊さや母性・父性について学ぶ機会を提供するため、中・高生を対象とした乳幼児触れ合い事業を実施する。	子育て応援課	家庭・学校
4	固定的な性別役割分担意識にとらわれない進路指導の充実	固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、児童生徒が自らの生き方を考え、多様な進路を選択できる指導を実施する。	学校教育課	家庭・学校

【家庭・学校・地域などにおける意識改革】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
5	保護者に対する男女共同参画の意識啓発	家庭教育学級や家庭教育支援員の活動などを通じ、保護者への男女共同参画に関する啓発を行う。	社会教育課 地域支援課	家庭・学校
6	保育士等に対する男女共同参画の意識啓発	保育士等に対し、園児への読み聞かせなどを通じて男女共同参画の啓発を行う。	地域支援課	園
7	教職員に対する男女共同参画の意識啓発	教職員研修などを通じて男女共同参画に関する啓発を行う。また、女性教員がリーダーとなるための研修やエンパワーメントのための研修などへの参加を促す。	学校教育課	学校
8	図書館における意識啓発	男女共同参画についての資料を収集し、パンフレットや掲示物などと併せて展示する。	図書館	個人・家庭
9	男女共同参画週間における啓発活動	内閣府の実施する男女共同参画週間に合わせ、啓発活動を実施する。	地域支援課	個人・家庭・地域

ID	事業名	内容	担当課	協働主体※1
10	男女共同参画に関するまちづくり出前行政講座の実施	地域での会合や勉強会などの場を通じて男女共同参画の意識啓発を進めるため、まちづくり出前行政講座が実施できる体制を整える。	地域支援課	個人・家庭・地域
11	男女共同参画についての情報発信	男女共同参画の必要性を広く市民に周知するため、広報菊川、ホームページなどへ男女共同参画に関する記事や情報を掲載する。	地域支援課	個人・家庭・地域・企業

【男女共同参画に関する調査及び情報収集】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
12	市民意識調査の実施	男女共同参画に関する市民アンケートを実施する（５年ごと）。	地域支援課	個人
13	市内事業所アンケートの実施	労働の場における男女共同参画の実態を把握するため、市内事業所アンケートを実施する（３年ごと）。	地域支援課 商工観光課	企業
14	市職員を対象とした意識調査の実施	市職員の男女共同参画についての意識や現状を把握するため、調査を実施する（３年ごと）。	地域支援課	―

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標※2	「男は仕事、女は家庭」という考えについて「反対である」「どちらかといえば反対である」と答える人の合計の割合（男女共同参画市民アンケート）	57.4%	―	74.4%
活動指標※3	男女共同参画に関する広報・ＨＰ等への年間掲載回数	13回	14回	15回

※1　協働主体：各事業において、行政を「推進主体」としたときに、協働して取り組む主体を「個人」、「家庭」、「園または学校」、「地域」、「企業」の区分で記載しています。

※2　成果指標：取り組みの結果、何がどうなったかを示すもので、目的や目標の達成状況を把握するために設定します。

※3　活動指標：成果指標の達成に向けて、何をどれくらい取り組んだのかを示すもので、目的や目標の進捗状況を把握するために設定します。

基本施策（２）多様な価値観、人権と性を尊重する意識づくり

≪現状と課題≫

男女共同参画社会の実現には、全ての人が人権を尊重し、性別や障害の有無、国籍などに関係なく、個性と能力を十分に発揮できる必要があります。

また、性的マイノリティの方々が、周囲の人の無理解や偏見に苦しむことのないよう、多様な性のあり方について、理解を深め、互いに認め合える社会である必要があります。

市民アンケートでは、「男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまちだと思いますか」の問いに対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した割合は、令和３年度、57.1%でした。

男女共同参画市民アンケートでは、ＬＧＢＴについて、「内容まで知っている」と回答した割合が 53.0%と過半数を超えました。一方で、「全く知らない」と回答した割合が 10.9%でした。さらに近年、ＬＧＢＴに代わる表現として、ＳＯＧＩ（性的指向と性自認）が用いられるようにもなってきました。

人権を尊重する意識づくりや多様な性のあり方に対する理解の促進が求められています。

【問】男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまちだと思いますか。

出典：菊川市市民アンケート（令和３年度）

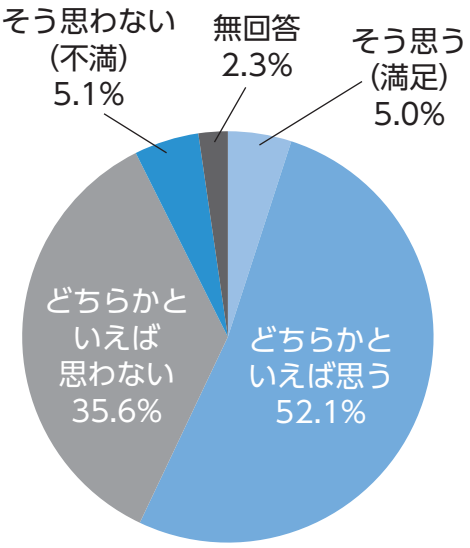

【問】ＬＧＢＴについて知っていますか。

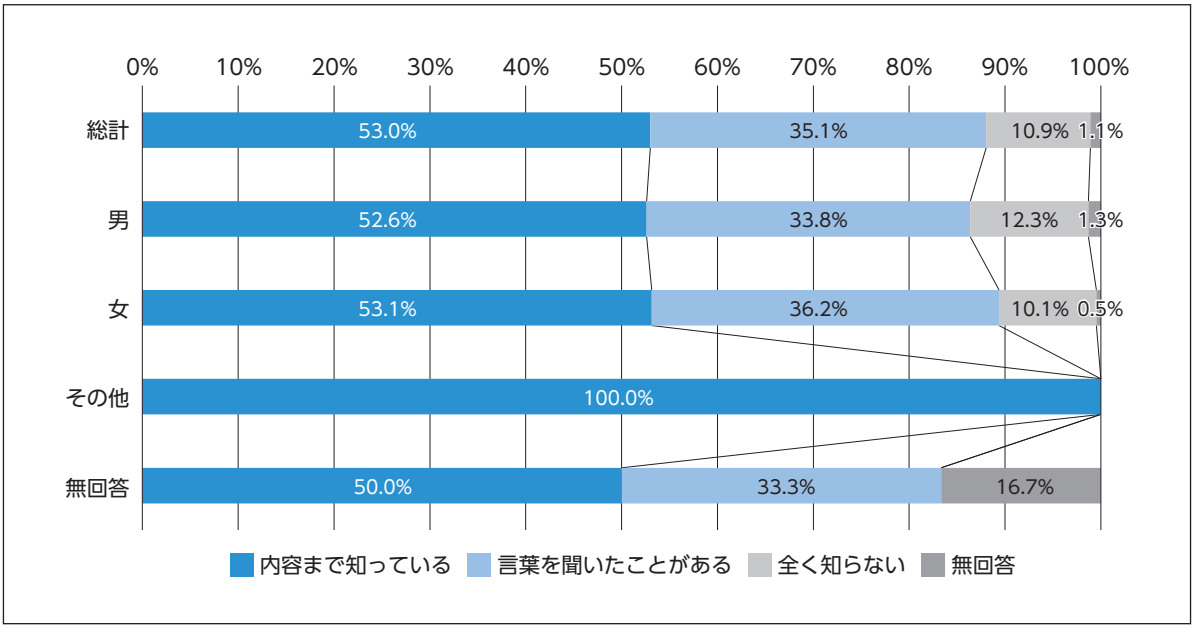

出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）

≪事業・取り組み≫

【人権の尊重】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
15 新規	人権を尊重し、ジェンダーの平等に配慮した表現の徹底	固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定概念、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）に十分配慮し適切な表現やイラストを利用した情報発信に努める。	秘書広報課	個人・ 学校・地域
16	身体的性差、相互尊重の教育の推進	子どもたちが身体的性差を認め、相互に尊重する教育を進める。	学校教育課	家庭・学校
17	人権擁護委員への男女共同参画の意識啓発	多様な価値観や人権・性を尊重した取組を推進するため、人権擁護委員に対し意識啓発を行う。	市民課	個人・地域
18	人権擁護委員による啓発活動	人権教室や人権をテーマとした講演会などを開催する。	市民課	個人・ 学校・地域
19	人権相談事業の実施	男女共同参画社会の形成を阻害する性別による人権侵害に適切に対処するために、相談事業を実施する。	市民課	個人・ 学校・地域

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
20	性別により抱える問題や悩みなどに関する相談窓口の周知	性別により抱える問題や悩みなどに関する相談窓口の情報を周知する。	秘書広報課	個人・家庭

【多様な性のあり方に対する理解】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
21 新規	多様な性のあり方に関する正しい理解と配慮の促進	児童・生徒に、多様な性のあり方についての正しい理解を促進する。性的マイノリティである児童・生徒の状況に応じてきめ細やかな対応を図る。	学校教育課	家庭・学校
		市民に対して、多様な性のあり方についての正しい理解と配慮を促進する。また、市職員の理解と配慮を促進するため、市職員向けの研修などを行う。	地域支援課	個人・家庭・地域
22 新規	パートナーシップ制度についての情報収集・研究	パートナーシップ制度について、県やすでに導入している市町の情報収集や研究を行う。	地域支援課	個人・地域・企業

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	男女が個人として尊重され、ともに個性や能力を発揮できるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	57.1%	62.3%	64.0%
活動指標	人権教室の実施回数	４回	５回	５回

基本施策（３）あらゆる暴力の根絶

≪現状と課題≫

男女間の暴力やハラスメントなどは、人権侵害であるという認識は広まってきていますが、件数として、０件とならないのが実情です。

男女共同参画市民アンケートでは、「ドメスティック・バイオレンス（夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること）を経験したり、身近で見聞きしたことありますか」という問いに対し、「暴力を受けたことがある」や「身近に暴力を受けた人がいる」、「暴力を受けた人から相談されたことがある」と回答した方がいました。

また、「セクシュアルハラスメント（性的いやがらせ）やパワーハラスメント（職権を濫用したいやがらせ）を受けたり、身近で見聞きしたことがあるか」という問いに対し、「いやがらせを受けたことがある」と回答した割合が 10.8%と、前回（平成 27 年度）の 9.9%より増加しました。

令和元（2019）年５月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正が行われ、職場におけるハラスメント（セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等）防止対策の強化として、事業主がハラスメント防止措置をとることなどが義務付けられました。また、平成 29（2017）年７月には性犯罪の厳罰化を定めた改正刑法が施行されるなど、近年この分野における法令の改正が行われました。

ＤＶなどの被害者の多くは女性であり、その背景として固定的役割分担意識による男女の上下関係のほか、社会的地位、経済力の格差などが挙げられます。さらに、ＳＮＳの普及による新たな性暴力なども全国的に増加傾向にあります。

また、令和２（2020）年に起きた新型コロナウイルス感染症の拡大により、自宅での時間が長時間化することにより、家庭内の暴力などがより生じやすくなっている状況にあります。

暴力の根絶には、暴力は人権侵害であることを認識していくことが求められています。また、関係機関が連携し、被害者が安心して相談できる体制づくりや、自立に向けた支援を行うとともに、再発や深刻化を防ぐ支援が求められています。

【問】あなたは、ドメスティック・バイオレンス(夫婦、恋人同士などの親しい間で、身体的・心理的な暴力を受けること)を経験したり、身近で見聞きしたことがありますか。

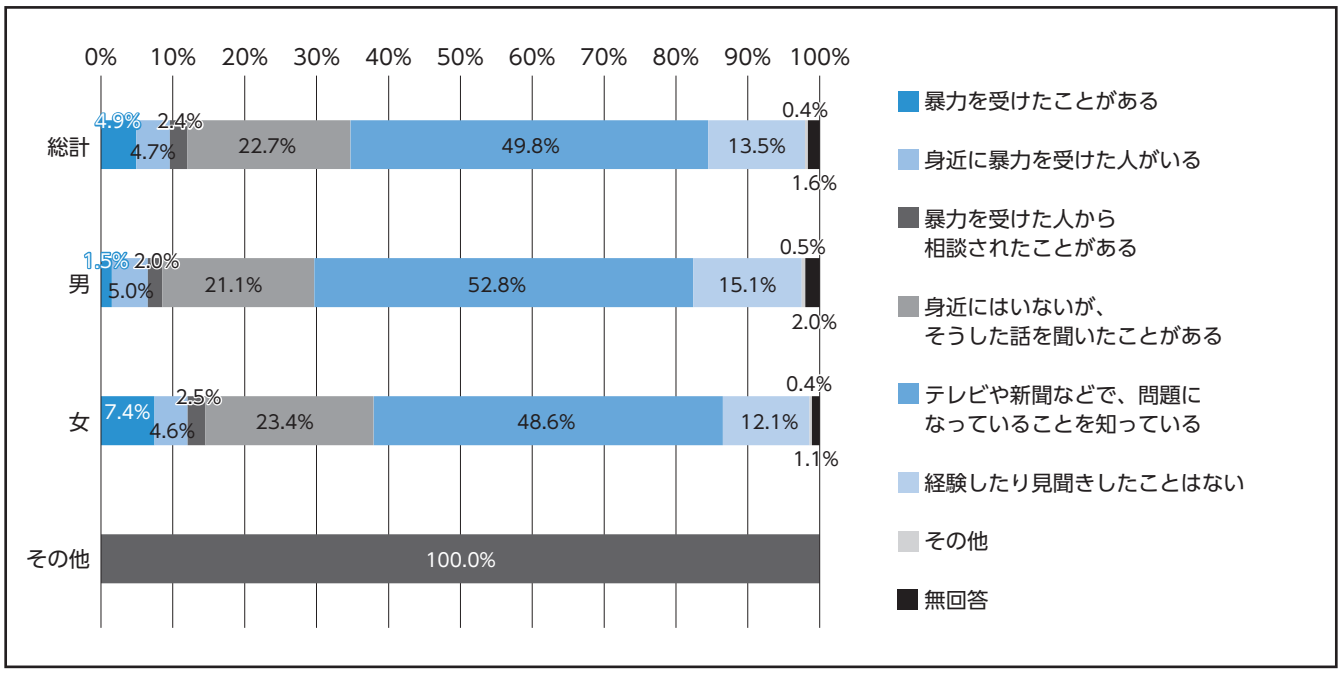

【問】あなたは、セクシャルハラスメント(性的いやがらせ)・パワーハラスメント(職権を濫用したいやがらせ)を受けたり、身近で見聞きしたことがありますか。

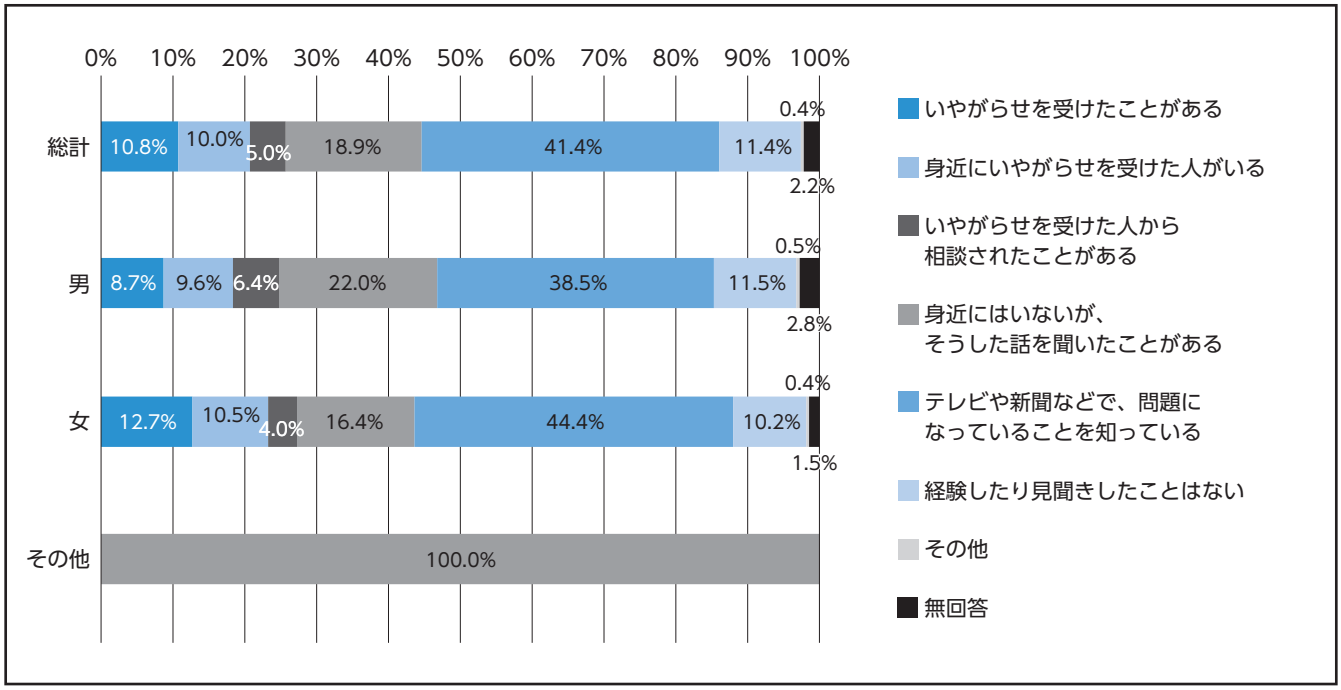

出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）

≪事業・取り組み≫

【ＤＶ等の暴力の根絶】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
23 新規	暴力根絶に向けた啓発と情報提供の充実	ＤＶやセクハラ、性犯罪・性暴力などあらゆる暴力を根絶するため、啓発を行う。	福祉課 地域支援課	個人・家庭・学校・地域
24 新規	犯罪被害者等支援総合支援窓口の設置	総合支援窓口について広く周知し、性犯罪を含む犯罪被害者等に対し、相談支援、日常生活支援、住居支援などを行う。	地域支援課	個人・家庭・学校・地域
25	ＤＶに関する正しい理解の促進	ＤＶ被害者や相談者が、ＤＶは人権侵害であることを認識するために、リーフレットなどを配布する。	福祉課 地域支援課	個人・学校・地域
26	ＤＶ相談の実施	ＤＶ相談窓口を周知し､ＤＶ相談を実施する。	福祉課	個人・学校・地域
27	被害者の自立支援	ＤＶ被害者に対し、各種福祉制度などを活用し、相談、保護、自立支援など、被害者のおかれた状況に応じた支援を行う。	福祉課	個人・学校・地域
28	警察、医師会、弁護士会等との連携	関係機関との連携を密にし、ＤＶや児童・高齢者虐待などに対応する。	福祉課 子育て応援課 長寿介護課	個人・学校・地域
29	児童虐待防止対策の充実	講演会の開催や啓発活動、相談窓口の紹介などを行う。また、支援を要する児童のいる家庭の情報の共有化を図るため、要保護児童対策地域協議会を開催する。	子育て応援課	個人・家庭・企業・園・学校・地域

【ハラスメント防止】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
30	ハラスメント防止のための広報と意識啓発	ハラスメントが人権侵害であるということやハラスメントの認識を深めるため、関連情報を紹介するなど、 防止のための広報と意識啓発を行う。	地域支援課	個人・学校・地域
31	職場におけるハラスメント防止の意識啓発	事業所に対し、ハラスメント防止の意識啓発を行う。	商工観光課	個人･企業
		市職員に対し、ハラスメント防止の意識啓発を行う。	総務課	―

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	セクハラ・パワハラを受けた人の割合（男女共同参画市民アンケート）	10.8%	―	8.1%
成果指標	暴力を受けたことがある方のうち、これまでに暴力について誰かに打ち明けたり、相談したことがある人の割合（男女共同参画市民アンケート）	68.6%	―	71.3%
活動指標	あらゆる暴力根絶に向けた啓発の件数	１回	３回	３回

基本施策（４）生涯を通じた健康支援

≪現状と課題≫

男女がお互いに身体的性差を理解し、性別や年齢に関わりなく、全ての人が生涯を通じて、心と身体が健康的な生活を送ることは、男女共同参画社会の実現の前提となるものです。

女性は、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点から、妊娠・出産・子育てを自身で決定していくことが重要とされています。また、健康を維持する上で、女性は乳がんや子宮がんなど女性特有の疾患などを経験する可能性があります。

一方男性は、仕事中心の生活や長時間労働などによる過度のストレスを抱え、心身の不調など健康を害する人も少なくありません。さらに、男性は前立腺がんなどの男性特有の疾患などを経験する可能性があります。

こうした状況から、全ての人が、性差や年代にかかわりなく、心身及びその健康について正確な知識や情報を得て、ライフステージに応じた健康相談や支援が求められています。さらに、生涯を通じた健康増進のため、高齢者の生きがいづくりや健康づくりが求められています。

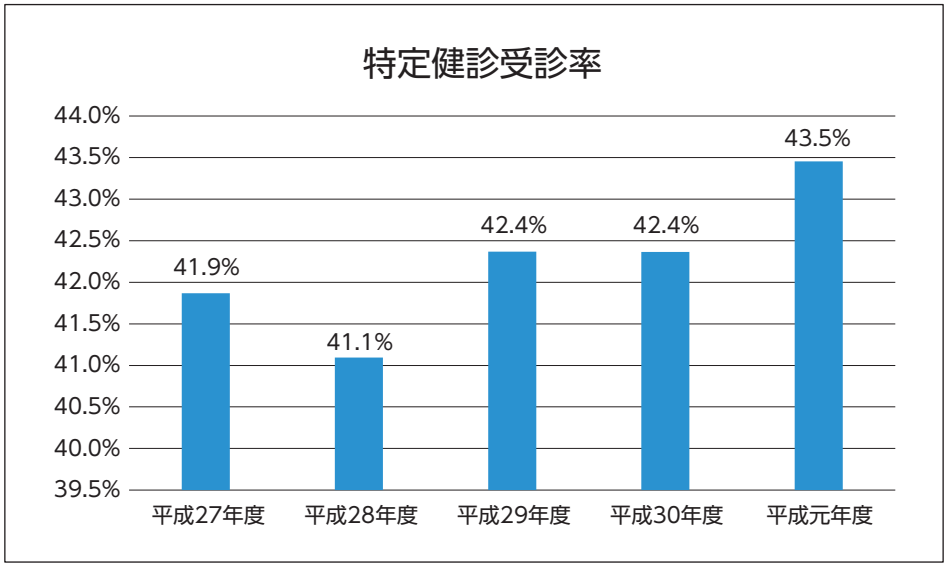

出典：菊川市データルーム（各年度）

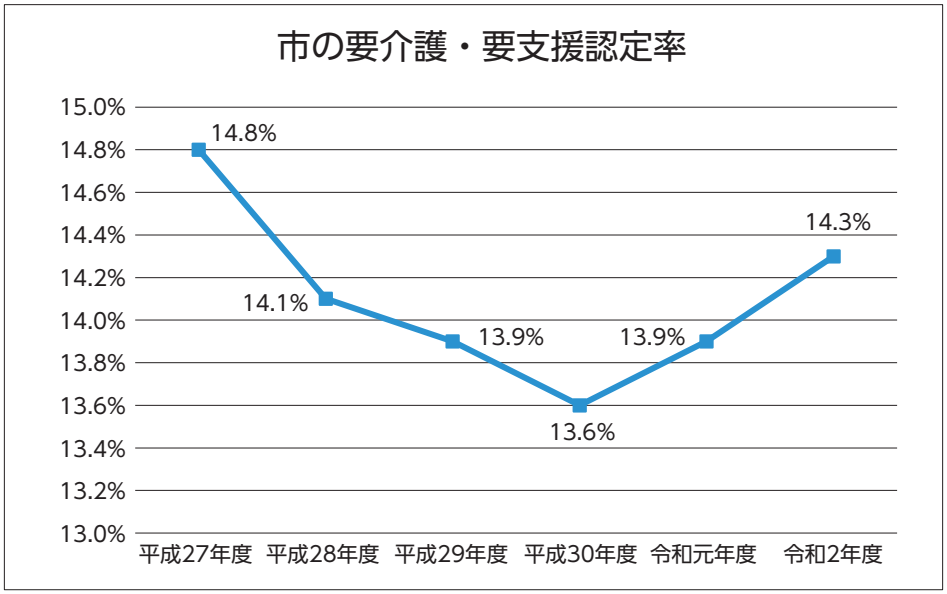

出典： 介護保険事業状況報告（各年度末現在）

要介護・要支援認定率（%）＝65 歳以上の要介護・要支援認定者数÷第１号被保険者数（65 歳以上）×100

≪事業・取り組み≫

【リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）についての啓発】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
32	性と生殖の健康・権利に関する啓発	妊娠や出産などに伴う健康上の問題などについて正しく認識してもらうため、若者に向けて啓発を行う。	子育て応援課	個人・家庭・学校
33	小・中学校における性教育の推進・充実	児童生徒が発達段階に応じた性に関する科学的知識や生命・人間尊重などについて学ぶことができるよう、各学校において性教育を実施する。	学校教育課	家庭・学校
34	思春期の健康教育の実施	性に関する正しい知識を学ぶことができるよう、小・中学生を対象とした健康教育を開催する。	子育て応援課	家庭・学校
35	不妊に関する啓発	不妊で悩む方への正しい情報提供と地域社会への理解を深めるための啓発を行う。	子育て応援課	個人・家庭・地域

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
36	不妊・不育治療費助成事業	不妊・不育治療に要する経費を助成する。	子育て応援課	―

【ライフステージに応じた健康支援】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
37	乳児家庭訪問	出産して間もない女性が安心して育児ができるよう、乳児への訪問指導を実施する。	子育て応援課	個人・家庭・地域
38	女性特有の病気を含めた各種検診	女性特有の病気を含めた各種検診を実施する。また、若い女性や子育て世代の母親が受診しやすい環境を提供する。	健康づくり課	個人・家庭・地域
39	健康に関する相談窓口	自立した生活を送るための健康増進支援として、健康相談窓口を設置し、相談体制を整える。	健康づくり課	個人・家庭・地域
40	成人健康教育	健康に対する意識を高め、適切な自己管理ができるよう、健康教育に関する講座を実施する。	健康づくり課	個人・家庭・地域
41	こころの健康に関する啓発及び支援	こころの健康に関する啓発を実施するとともに、相談体制を整える。	健康づくり課	個人・家庭・地域
42	生涯学習活動の推進	年齢や性別に関係なく、生涯にわたり学習活動を続けることができるよう、講座などを開催する。	社会教育課	個人・地域
43	介護予防普及啓発事業の実施	高齢者ができるだけ寝たきりにならず、自立した生活ができるよう、介護予防に資する運動教室などを実施する。	長寿介護課	個人・家庭・地域
44 新規	地域介護予防活動支援事業の実施	地域において介護予防活動を実施するボランティアや団体などに対し、人材育成のための研修・支援を行う。	長寿介護課	個人・地域

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
45	民生委員・児童委員による高齢者世帯の見守り	高齢者が安心して暮らすことができるよう、民生委員による高齢者世帯の訪問事業を実施し、地域の高齢者の見守りを行う。	福祉課	個人・地域
46	高齢者世帯への支援	高齢者の生活の自立を支援するため、地域包括支援センターによる相談体制や福祉サービスの充実を図る。また、民生委員・児童委員や事業所、団体などと連携し、高齢者を見守る活動を行う。	長寿介護課	個人・地域

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	健診や健康相談など病気の予防対策が充実していると思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	66.0%	74.8%	76.0%
活動指標	５大がん検診の受診者数	11,425 人	11,820 人	11,830 人
活動指標	介護予防普及啓発事業の実施回数	151 回	151 回	151 回

基本施策（５）様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備

≪現状と課題≫

社会経済情勢の変化により、ひとり親世帯、高齢単身者、外国人など、困難に陥りやすい人が増加しています。

困難に陥りやすい人の自立を支援し、能力を発揮できる社会の実現と、誰もが安心して暮らせる環境の整備を進めることが求められています。

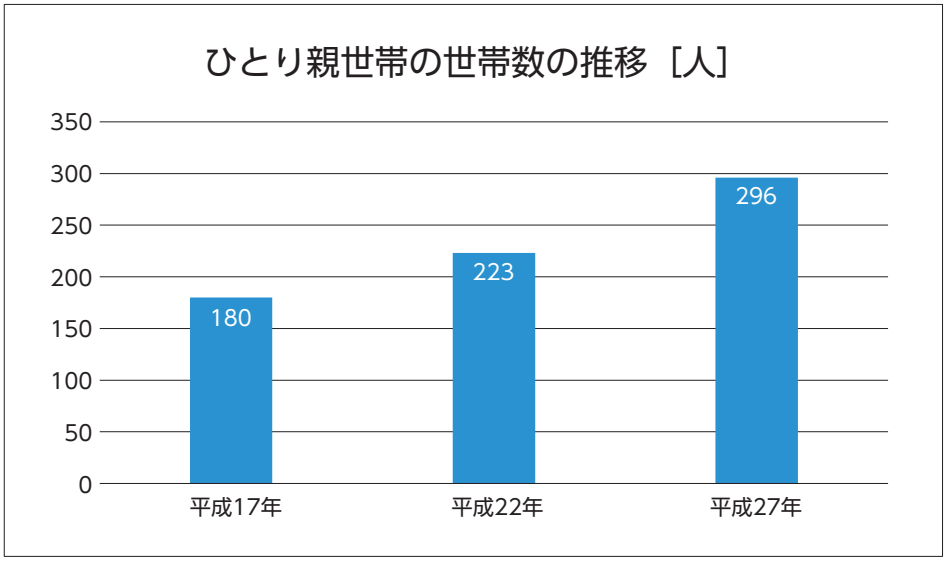

出典：国勢調査（各年 10 月１日現在）

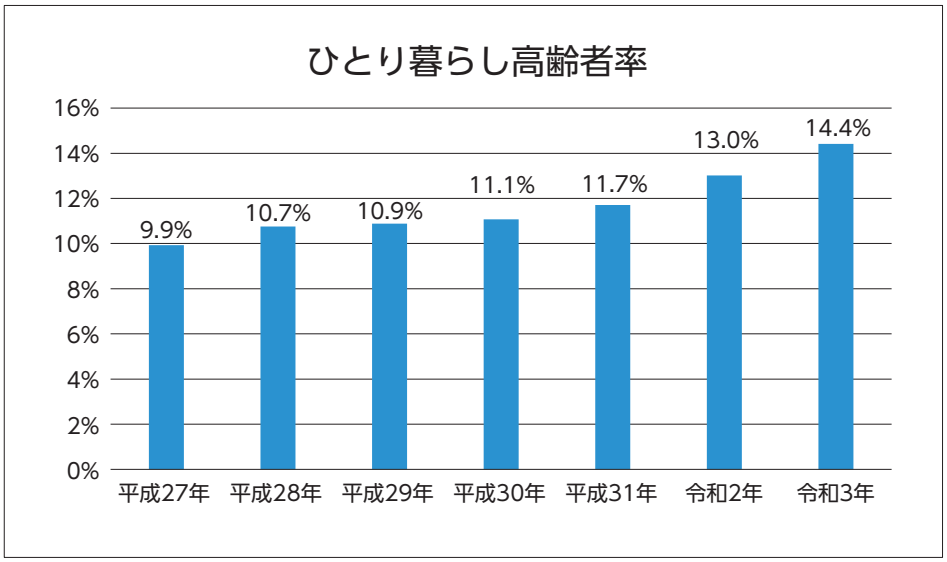

出典：菊川市データルーム（各年４月１日現在）

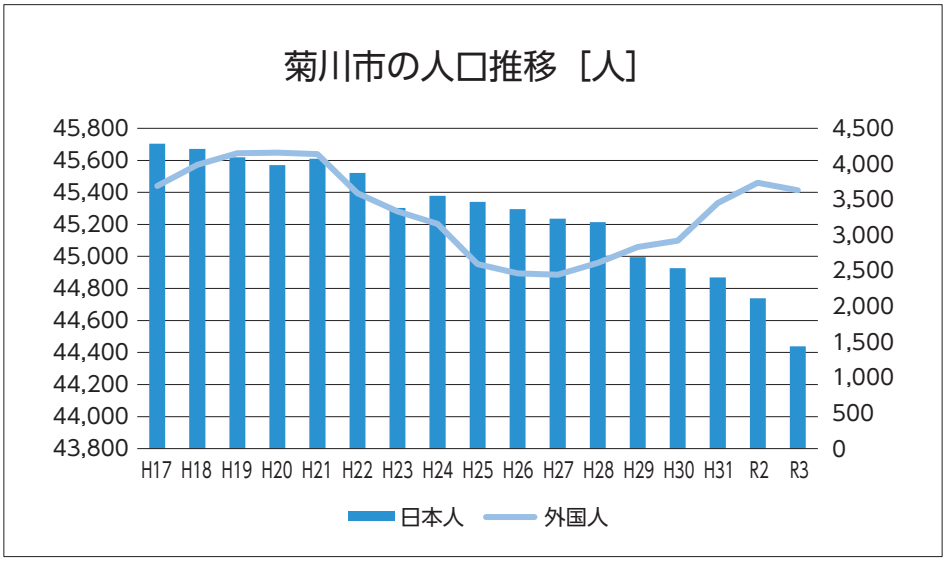

出典：住民基本台帳（各年度末）

≪事業・取り組み≫

【様々な困難を抱える人が安心して暮らせる環境の整備】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
47	ひとり親家庭等の相談支援	生活上の困難に陥りやすいひとり親家庭等に対し相談支援を行う。	子育て応援課	個人・家庭
48	児童扶養手当事業	ひとり親家庭等の生活の安定と自立のために児童扶養手当を支給する。	子育て応援課	—
49	ひとり親家庭等医療費助成事業	ひとり親家庭等医療費の助成を実施する。	子育て応援課	—
50	自立支援給付金事業	就業・生活の安定を通じた、ひとり親家庭等の自立を図るため、自立支援教育訓練給付金及び高等職業訓練促進給付金を支給する。	子育て応援課	—
51	要保護・準要保護児童生徒の世帯に対する就学援助	制度について周知するとともに、要保護・準要保護児童生徒の世帯に就学のための援助を行う。	教育総務課	家庭・学校・地域
52	認知症サポーターの養成	地域全体で認知症の人を支えるため、認知症の人を温かく見守り、支援する認知症サポーターの養成を行う。	長寿介護課	個人・家庭・学校・地域・企業

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
53	外国人住民への支援	言語や文化の違いに加え、複合的な困難におかれやすい外国人住民に対して、日本の文化やルールなどを周知し、住みやすい環境を整える。	地域支援課	個人・学校・地域・企業

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	障がいのある人が安心して暮らしていけるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	49.2%	57.3%	59.0%
活動指標	認知症サポーターの養成人数（延べ）	4,111 人	5,253 人	5,853 人

基本目標３　誰もが活躍できる家庭・職場・地域の実現
（ワーク・ライフ・バランスの実現）

基本施策（６）男性にとっての男女共同参画の推進

≪現状と課題≫

男性の家事、育児、介護などへの参画に対する意識が少しずつ変化してはいるものの、現実には男性や女性の意識に違いがあることや男性の家事をはじめとした家庭生活への参画が進んでいない現状も見受けられます。

男女共同参画市民アンケートでは、家庭での役割分担に対する考え方について、誰が分担するのが望ましいかという問いに対し、食事づくりについて、「主に妻」、「主に妻だが夫も分担」と回答した割合が、62.7%を占めています。一方、日常の家事の分担において、「主に妻」、「主に妻だが夫も分担」と回答した割合が、70.4%を占め、理想より現実では、妻の割合が高くなっています。

内閣府男女共同参画白書では、令和２年度は令和元年度と比較し、男性の仕事時間が減少し、育児時間が増加したため、男性の育児参画が進んだように見えます。しかし、女性の育児時間も同様に増加しており、家事時間については、変化がないため、依然女性が家事・育児をしている傾向は変わりない状況にあります。

このような中、家事・育児・介護などに男性が参画するような更なる取り組みが求められています。さらに、男性の意識だけでなく地域や職場など周囲の意識を変え、積極的に参画できるような社会づくりが求められます。

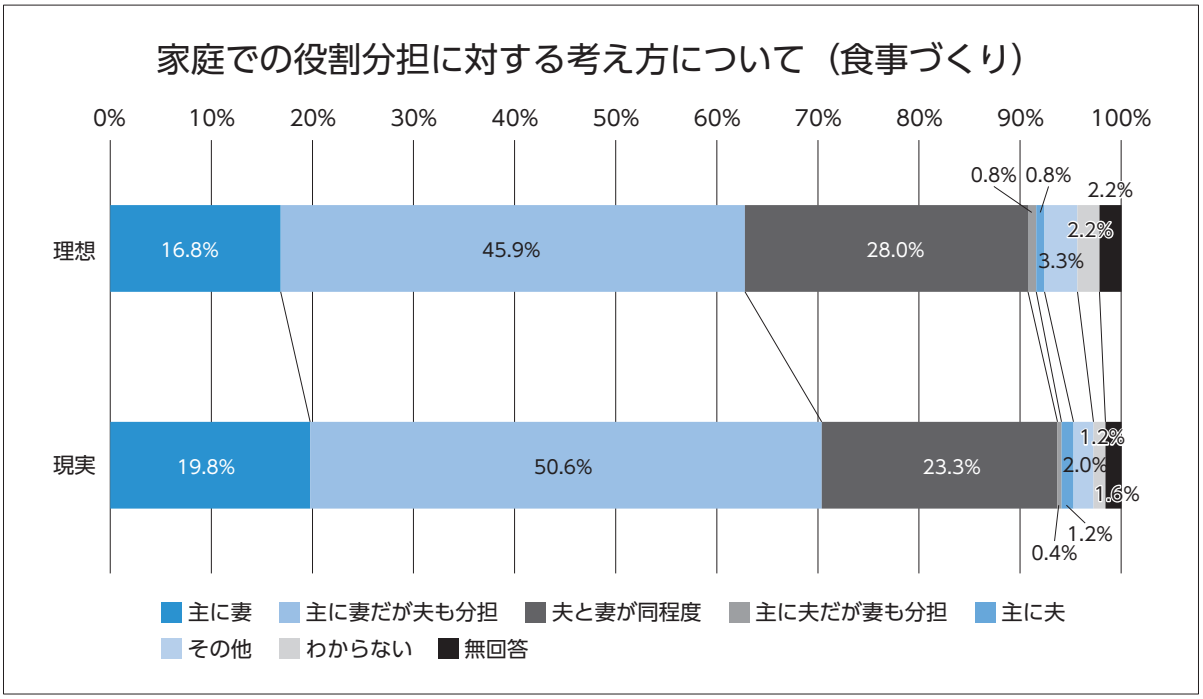

出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）

≪事業・取り組み≫

【男性にとっての男女共同参画の推進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
54	男性が家事・育児・介護などに参加するための情報提供	男性が家事・育児・介護などへ参加するための情報を提供する。また、男性の活躍事例などを市ホームページや市広報誌で紹介する。	地域支援課	個人・家庭 地域・企業
55	男性が家事・育児・介護などに参加するための講座等の開催	男性が家事・育児・介護などへの参加促進につながる講座などを開催する。また、講座などの募集は性別に関わりなく行う。	健康づくり課 子育て応援課 長寿介護課	個人・家庭 地域・企業
56	プレママ&パパサロンの実施	母親・父親になる人を対象に、出産や子育てに関して学べる「プレママ＆パパサロン」を実施する。また、父親の参加を積極的に呼びかける。	子育て応援課	個人・家庭
57	絵本を通じた子育ての参加促進	男性が子どもといっしょに図書館を利用したり、絵本の読み聞かせをしたりする機会を作ることで、男性が子育てに参加しやすい環境づくりを行う。	図書館	個人・家庭
58	男性に対する相談体制の周知	相談の機会が少ない男性の相談に対応するため、県の男女共同参画センターと連携し相談窓口の周知を図る。	地域支援課	個人・家庭
59	市男性職員の育児参加のための休暇取得の促進	市職員に対し、男性が育児のために休暇が取得できるよう制度を周知し、休暇取得を促進する。	総務課	―

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	「仕事、家事、育児、介護について男女がどのようにかかわるべきであると思いますか」の問いに対し、「男女ともに職業をもち、家事・育児・介護は男女で分担する」と回答した男性の割合(男女共同参画市民アンケート)	77.9%	-	88.7%
成果指標	市男性職員の育児休業取得率	0.0%	10.4%	13.0%
活動指標	プレママ&パパサロンの開催回数	３回	４回	４回

基本目標（７）家庭における男女共同参画の推進

≪現状と課題≫

子育て・介護など家庭生活を送りながら、仕事を行う「ワーク・ライフ・バランス」の実現は、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域活動など多様なライフスタイルを送ることができるとともに、経済の活性化においても重要なことです。

男女共同参画市民アンケートでは、生活のなかで「仕事」・「家庭生活（家事・育児等）」・「プライベートな時間（趣味等）」・「地域活動（自治会等）」の優先度についての問いに対し、希望では「家庭生活とプライベート優先」が 25.8%に対し、現実では 5.7%と、希望と現実のギャップが大きくなっています。また、希望では「仕事優先」が 2.4%に対し、現実では 29.9%と仕事を優先している人が多くなっています。

また、「子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思いますか」という問いに対し、「保育料・教育費などの経済的負担の軽減」や「扶養手当、児童手当などの拡充」、「延長保育、乳児保育、病後児保育などの多様の保育の充実」が高くなっています。

さらに近年は、晩婚化と家族構成や親族関係の希薄化により、子育てと親の介護を同時に行う世帯が増加しています。

このようなことから、引き続き、すべての人が、子育て・介護などの家庭生活を送りながら、仕事を行う「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるように、行政や地域による支援や取り組みが求められています。

【問】生活の中で「仕事」・「家庭生活（家事・育児等）」・「プライベートな時間（趣味等）」・「地域活動（自治会等）」の優先度についてお聞きします。

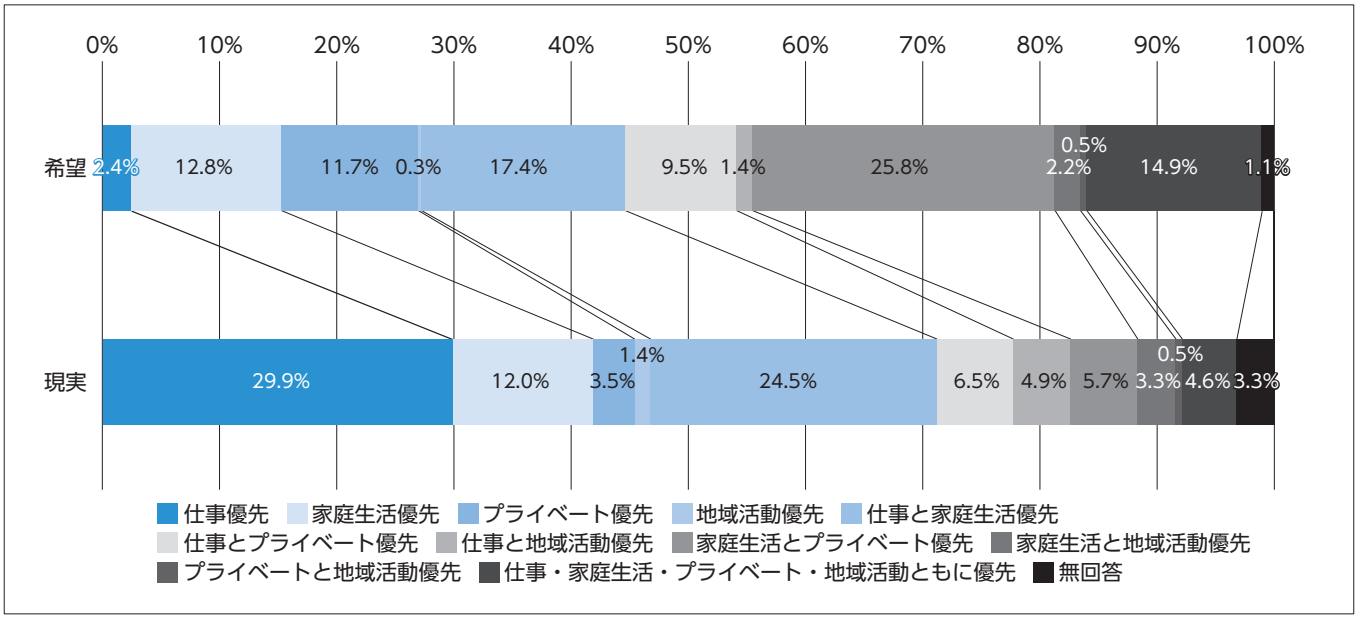

【問】子どもを育てやすい環境づくりをするには、行政としてどのような取組が必要だと思いますか。

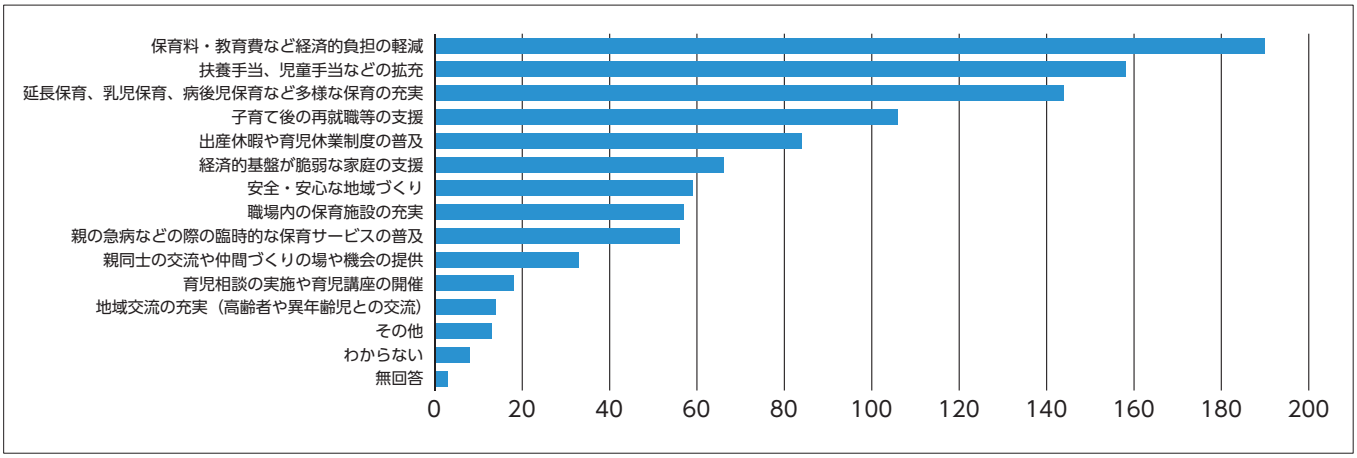

出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）

≪事業・取り組み≫

【多様なライフスタイルに応じた子育て支援】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
60 新規	幼児教育・保育サービスの充実	保育定員の見直し・認定こども園化などによる受入人数の増加を図り、幼保施設の適正な規模と配置の確保などを行うとともに教育・保育サービスを充実させる。	こども政策課	個人・家庭
61	延長保育及び放課後児童クラブの実施	働きながら安心して子育てができるよう、延長保育及び放課後児童クラブの運営を継続して実施する。	こども政策課	個人・家庭
62	リフレッシュ・一時保育の充実	女性の社会参画が進む中で多様化するニーズに対応するため、リフレッシュ・一時保育を充実させる。	こども政策課	個人・家庭
63	ファミリーサポートセンターの利用促進	地域の子育て応援の輪を広げるため、ファミリーサポートセンターの周知を行い、利用促進を図る。	子育て応援課	個人・家庭・地域
64	こども医療費の助成	子育て支援の充実のため、こども医療費を助成する。	子育て応援課	—

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
65	健やかな発達支援	障がい児の健やかな発達を支援し、保護者への継続的な支援を行う。	子育て応援課 福祉課	個人・家庭
66	家庭児童相談の実施	安心して子育てを行うために、相談窓口の周知や関係機関との連携を図り相談体制を充実させる。	子育て応援課	個人・家庭
67	児童館・子育て支援センターの事業の充実	子育てに関する相談・支援体制の整備のため、児童館・子育て支援センター事業を充実させる。	子育て応援課	家庭・地域
68	子育てサークルの支援	地域の子育て応援の輪を広げるため、児童館と連携し、活動場所の提供や、子育てサークルの周知を行う。	子育て応援課	家庭・地域
69	地域で子どもを育てる環境づくりの推進	子どもの成長を地域全体で支えていくため、地域の人たちの協力の下、子どもが様々な体験に参加する場や地域住民との交流の場を提供する。	学校教育課 社会教育課	家庭・学校・地域

【多様なライフスタイルに応じた介護支援】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
70	介護相談や介護に関する情報提供などの実施	仕事と家庭、地域生活の両立を支援するため、介護者向けの相談体制の充実を図る。また、介護方法や介護に関する情報提供、介護者同士の交流の場などを提供する。	長寿介護課	個人・家庭・地域
71	介護サービスの提供	介護者の負担軽減を進めていくため、介護支援の充実を図るとともに、介護保険事業所に対し、情報提供や実地指導を実施する。	長寿介護課	個人・家庭・企業
72	介護マークの普及・啓発	介護中であることを周囲に理解してもらうための介護マークの周知を図ることにより、性別にかかわらず誰もが介護に参加できるように努める。	長寿介護課	個人・家庭 地域・企業

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	安心して子どもを育てられるまちだと思う人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	82.0%	87.4%	88.0%
成果指標	高齢者とその家族を支える介護サービスが充実していると感じる人の割合（満足・やや満足の合計）（市民アンケート）	60.0%	64.9%	66.0%
活動指標	子育て支援センターの利用者数	29,734 人	62,000 人	67,700 人

※「子育て支援センターの利用者数」のＲ２（実績）値について、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、例年より利用者数が少ない数値となっています。

基本施策（８）職場における男女共同参画の推進

≪現状と課題≫

働きたい人が、性別を問わずその能力を十分に発揮することができる環境を整備していくことは、男女共同参画社会の実現に向けて重要なことです。また、働きたい人が、仕事と家庭生活のどちらか一方の選択に迫られるのではなく、仕事と家庭生活を両立して働くことができる環境整備をしてくことも重要です。

女性が 20 代後半から 30 代にかけて子育てなどにより一時的に離職するM字カーブ問題は、近年改善傾向にありますが、全国的にも本市においても、依然として見受けられます。

男女共同参画市民アンケートでは、女性が働きにくい理由については、「長時間労働や残業」や「保育施設（保育園など）の不足」、「結婚・出産退職等の慣行」の比率が高く、男性中心型労働慣行によって引き起こされる長時間労働や残業を前提とした働き方は、仕事と家庭生活との両立を困難にするとともに、女性が働き続けることや男性の家庭への参画を阻む原因となっています。

さらに、令和２年（2020 年）の新型コロナウイルス感染症の流行を契機に、全国的に、在宅勤務やテレワークが急速に普及してきました。こうした働き方の多様化は、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて有効であると考えられますが、テレワークは、仕事と生活の境界があいまいになりやすくなるという課題もあります。

女性にとっても、男性にとっても働きやすい職場環境を整備していくために、長時間労働を前提とした現在の働き方の見直しなどの企業の意識改革を進めることが求められています。また、市役所も事業所として率先して取り組みが求められています。

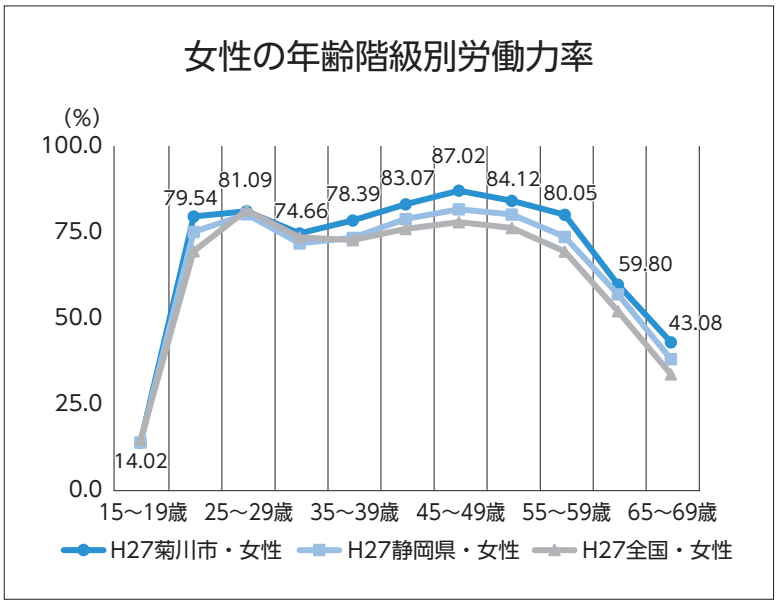

出典：国勢調査（平成 27 年 10 月 1 日現在）

【問】あなたは、女性が働きにくいとすれば、その理由は何だと思いますか。

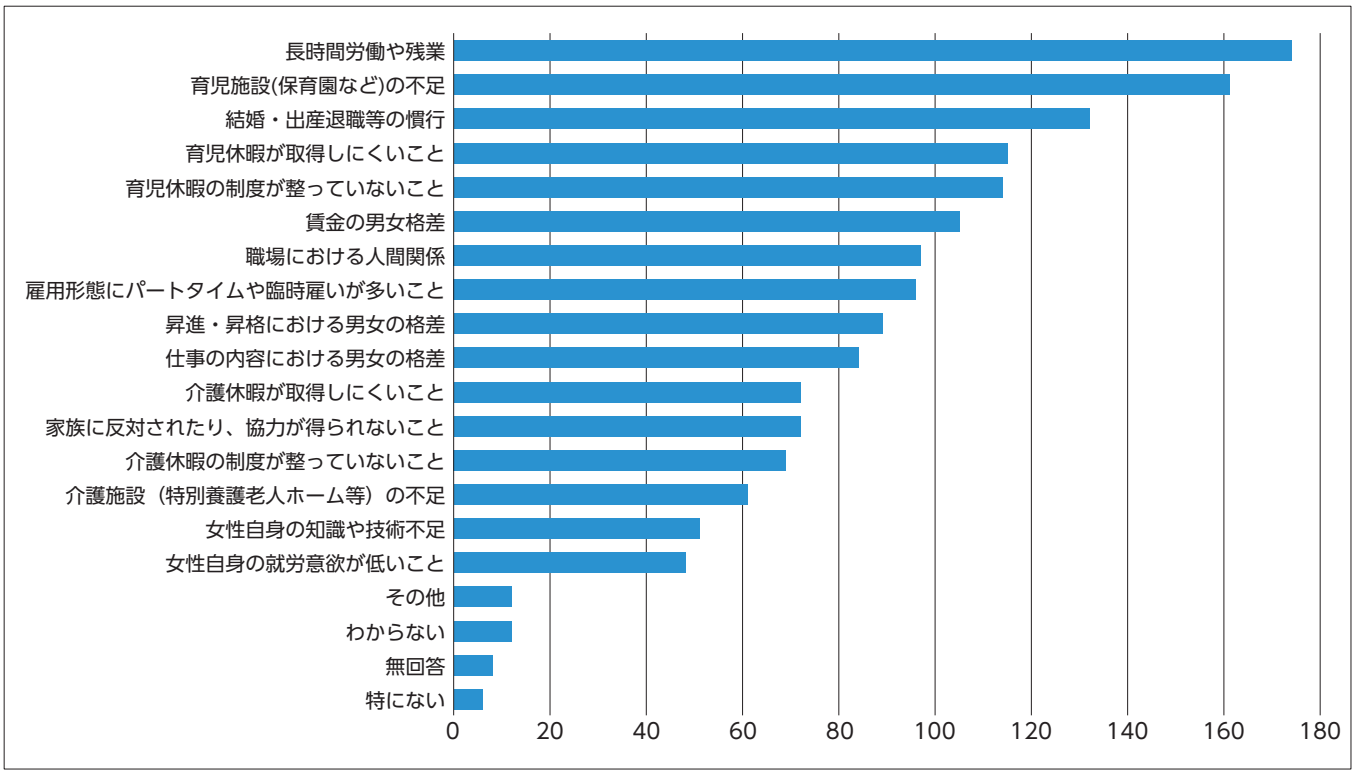

出典：菊川市男女共同参画・多文化共生アンケート（令和２年度）

≪事業・取り組み≫

【就業ニーズの実現に向けた取組】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
73	女性向け就労・就業支援セミナーなどの開催	働く意欲のある女性を対象に、就職に係る不安や悩みの解消を図り、就職・再就職への第一歩を後押しするため、就労・就業支援セミナーなどを開催する。	商工観光課	個人・地域・企業
74	女性向け就労・就業相談窓口の開設	就労支援機関（ハローワーク等）などと連携し、身近で気軽な就労情報の収集や相談できる就労・就業相談窓口を開設する。また、子育てしている方でも参加しやすいように、託児所等を設置する。	商工観光課	個人・地域・企業

【事業所の取り組み促進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
75	事業所への男女共同参画の意識啓発	長時間労働の見直しや女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の取り組みの促進など、男女共同参画に係る情報を事業所へ提供することにより意識啓発を図る。	商工観光課 地域支援課	企業
76	男女共同参画社会づくり宣言事業所登録の促進	性別を問わず、能力を発揮できる就業環境を整備するため、市内事業所へチラシの配布などを行い、登録を促す。	地域支援課	企業
13	【再掲】市内事業所アンケートの実施	労働の場における男女共同参画の実態を把握するため、市内事業所アンケートを実施する（３年ごと）。	地域支援課 商工観光課	企業
77	家族経営協定の締結の促進	家族間のパートナーシップを確立し、魅力ある農業経営を目指すために、家族経営協定の制度を周知し、締結を促進する。	農林課	地域・企業

【事業所としての市役所の取り組み促進】

ID	事業名	内容	担当課	協働主体
78 新規	市役所の働き方改革の推進	市職員のワーク・ライフ・バランスを実現するため、テレワーク勤務やＩＣＴの利活用による業務の効率化を推進するなど、働き方改革を行う。	総務課 企画政策課	―
79	市職員を対象とした研修などの実施	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修などを開催する。	総務課 企画政策課 地域支援課	―
80	育児休業職員の職場復帰支援	育児休業者へ職場復帰に必要な情報を提供し、スムーズな職場復帰を図る。	総務課	―
14	【再掲】 市職員を対象とした意識調査の実施	職員の男女共同参画についての意識や現状を把握するため、調査を実施する（３年ごと）。	地域支援課	―

≪指標≫

指標区分	項目	R2（実績）	R6（中間）	R8（最終）
成果指標	男女共同参画社会づくり宣言事業所の団体数	26 団体	32 団体	35 団体
活動指標	事業所への男女共同参画の啓発件数	３回	３回	３回